故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！

群馬弁護団ニュース NO33

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

【 新しい年にあたって 】

原子力損害賠償群馬弁護団　団長　鈴木克昌

鈴木団長

原告の皆様　支援の皆様

新しい年をむかえ、いかがお過ごしでしょうか。

原発事故によって群馬県に避難した被害者やその家族が起こした福島第一原発事故損害賠償請求事件（群馬訴訟）は、現在東京高等裁判所第７民事部で、控訴審の審理が進んでいます。

２０１７年３月１７日の前橋地裁判決は、全国で初めて、国の責任を正面から認めた画期的なものでしたが、国は、控訴審で多数の専門家の意見書を提出して、津波を予想した２００２年の「長期評価」（※参照）には疑問があり、大規模津波を予見できなかったなどと主張して、この判決を覆そうとしています。

弁護団は、一審の前橋地裁が認めた国と東電の責任をさらに明確にするとともに、前橋地裁判決で不十分だった損害額の増額を要求して控訴審に取り組んできました。

昨年１２月１３日には、国が切り札として申請した東北大学災害科学国際研究所所長で津波工学が専門の今村文彦教授の証人尋問が行われました。

弁護団は、他の集団訴訟の弁護団の協力も得て、「長期評価」への「違和感」に根拠がないことを追及しました。

また、損害額については、前橋地裁判決以降、全国の裁判所で国や東電の責任を認めた判決が続いていますので、これらの判決を提出して損害額の増額を求めてきました。今後は、さらに、他の弁護団と協力して被害実態を調査した専門家の意見を提出する予定です。

今村教授の証人尋問も終えて、いよいよ結審が見えてきました。弁護団では、原告の皆様のご参加や、支援する会、他の全国の皆様のご協力を得て、控訴審でも国の責任を認めさせ、希望がもてる損害賠償の実現を目指して行きたいと思います。

多くの皆様の、ご協力、ご支援をお願い申し上げます。

※「長期評価」とは、

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災で多くの犠牲者を出した反省から、国として総合的な地震防災対策を推進する為に「地震調査研究推進本部」が設立されました。その「本部」が、2002年7月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を発表し、地震が発生する規模などの可能性を推定しました。

当時、「本部」の長期評価部会長を務めていた島崎邦彦氏は、刑事裁判の中で「『長期評価』に従って防災を進めておけば、原発事故は起きなかった」と証言しています。

≪ 裁判官が交代 ≫

控訴審は東京高等裁判所第７民事部に係属していますが、昨年、相次いで裁判官が交代しました。現在の裁判所の構成は次のとおりです。

裁判長：足立 哲 判事　　右陪席：松下貴彦 判事　　左陪席：森 健二 判事

これまで、この事件を担当する主任裁判官は右陪席の脇由紀判事でしたが、脇判事は昨年末に前橋地裁高崎支部に転勤となり、後任に、前・山形地裁判事で１２月に左陪席裁判官となっていた松下貴彦判事が担当することとなりました。

松下判事は、山形地裁では、原発事故避難者が提起した損害賠償請求訴訟で裁判長を務めていました。転出した脇裁判官はさいたま地裁で原発事故避難者の損害賠償請求訴訟を裁判長として担当していましたので、さいたま訴訟の前裁判長から、山形訴訟の前裁判長に交代したことになります。

今後の予定

■１月２９日（火）午後２時　　進行協議　（傍聴はありません）

※ 今後の裁判進行について原告・被告・裁判所の三者で協議します。

■３月７日（木）午後１時３０分開廷　≪第５回口頭弁論≫

群馬から、国側・今村証人尋問／裁判の山場にマイクロバス２台で参加！

群馬からは、マイクロバス２台で裁判傍聴支援に駆け付けました。電車で参加した方を含め５５名になりました。傍聴は、締切りギリギリに並んだ方の受付番号が１００。抽選になり、高裁１０１号法廷の９８席（一部記者席）は満席で支援の方々には感謝いたします。
午後１時30分に始まった証人尋問の報告を長谷川弁護士が行います。

群馬の支援者「裁判に勝利するぞ！」(上)と傍聴の抽選を待つ支援の方々（右）

≪今村文彦証人の尋問のご報告≫

（原子力損害賠償群馬弁護団　事務局）
弁護士　長谷川 亮輔

昨年12月13日に津波工学者である今村文彦氏の証人尋問が行われました。今村証人は，国と東電が主張の拠り所とするために国から申請された証人でしたが，弁護団側からの反対尋問によって，逆に，国や東電の主張に根拠がないことを示す証言が飛び出すなど，弁護団にとっても非常に大きな成果が得られた証人尋問でした。

長谷川弁護士

今村証人、国・東電の主張をサポート出来ず、被告の思惑完全に外れる

もっとも大きな成果の１つは，今村氏が「２００２年に土木学会が津波評価技術を策定した際，将来どこでどんな地震や津波が起こるかについて詳細な検討はしなかった」ことを明確に認めたことです。

国や東電は，土木学会が策定した「津波評価技術」には，将来想定される地震・津波の検討結果も十分に考慮されており，この「津波評価技術」による津波シミュレーションでは敷地高を超える津波は予測できなかったから，敷地高を超える津波を想定した対策をしなくても十分であったと主張していました。

しかし，「津波評価技術」の策定に関与した今村氏の証言により，土木学会では将来想定される地震・津波の検討が十分にされていなかったことが明らかになったのです。

ちなみに，同じ内容の証言は，実は，同じく「津波評価技術」の策定に関与した地震学者の佐竹健治氏からも，千葉訴訟での証人尋問で出ていました。この佐竹証人の証人尋問調書は，群馬訴訟も含めて全国各地の避難者訴訟で証拠として順次提出され，国は，この証言を修正するための佐竹氏の意見書を新たに提出したりしていました。**今回の今村証人の証人尋問は，国と東電からすると，佐竹氏の証人尋問の巻き返しを狙った面もあったと思いますが，今村氏が今回の証言をしたことで，裏目に出たことは否めないと思います。**反対尋問の後，東電の代理人が今村氏に「検討していた」と言わせようと何度も確認の質問をしましたが，そのたびに今村氏が「2002年の段階では検討しておらず，今後の検討課題だった。」と証言して，東電の代理人がしばらく沈黙してしまった場面は，今回の証人尋問のハイライトでした。

もう１つの大きな成果として，今村氏が「本件事故以前から，津波対策として水密化を検討することは可能であった」という趣旨の証言をしたことが挙げられます。

国や東電は，敷地高を超える津波が予測できたとしても，防潮堤により敷地への浸水を防ぐ対策をとるのが合理的であり，当時の防災関係者の間では水密化といった対策をとる発想はなかった，水密化は本件事故後の後知恵だと主張し，今村氏の意見書にもそのような趣旨の記載がありました。

ところが，今村氏は証人尋問では「本件事故以前から，水密化という考え方や技術はあり，水密化を検討することは可能であった」と証言し，敷地高を超える津波が予測された場合は，水密化対策をとることも防災関係者の発想としてあったことを認め，また，当時においても水密化は技術的に可能であったことも認めました。さらに，水密化の措置をとっていれば，今回の事故を防げた可能性も高くなったであろうことも認めました。

一方、津波の確実な試算ができなければ設計はできない旨の証言に対しては、傍聴席からも疑問や怒りの声が上がりました。

その他、「長期評価」の信頼性についても，日本海溝寄りのどこでも（福島沖を含めて）津波地震が起こりうること自体については専門家の間で大きな争いはないことを今村氏も認めました。

今村氏の証言によって不合理な主張を押し通そうとした国の思惑は，完全に外れたと言っても差し支えないと思います。

当日の尋問は，生業弁護団の南雲芳夫・久保木亮介両弁護士と群馬弁護団の関弁護士が担当しました。尋問時間が非常に限られたために，獲得すべき目標を絞り込み，尋問当日まで尋問内容の修正を重ねて臨みました。また，証人尋問の際に今村氏に示す資料の準備も，尋問内容の修正に応じて，群馬弁護団の若手弁護士が尋問前日の夜までかかって行いました。

今回の尋問を傍聴しておられて，原告代理人の反対尋問において，今村氏が「はい。」という回答にほぼ終始し，目立った論争にならなかったことに意外な思いをされた方がおられたかもしれません。実は，証人が「はい。」と答えざるをえない質問を積み重ね，証人を知らないうちに追い込んで有利な証言を獲得していくのは，反対尋問の１つの技術であり，南雲弁護士と久保木弁護士の専門家証人への豊富な尋問経験による戦略でした。

今回の尋問対策チームには，生業弁護団，千葉弁護団に参加いただいて，協議を重ねました。群馬弁護団のみでは十分な準備をすることは困難で，今回の尋問の成果は，各地の弁護団から協力いただき，その英知が結実した結果でありました。

尋問当日は東京での裁判，しかも長時間にも関わらず，多数の方が傍聴に来てご支援いただき，ありがとうございました。

今後は、今回の尋問の成果を基に、国の責任を改めて明らかにしていきます。引き続きご協力、ご支援の程、よろしくお願いいたします。（写真は報告集会）

東電刑事裁判、論告求刑ー禁固５年を求刑

昨年12月26日、福島第一原発事故で、業務上過失致死傷罪が問われている東電旧経営陣に対する論告求刑が東京地裁で行われました。検察官役の指定弁護士は「津波が予見ができ、原発の運転を停止する義務がありながら対策を講じることなく漫然と運転を継続した」として、東電の旧経営陣３人（勝俣元会長、武黒元副社長、武藤元副社長）に対して禁固5年を求刑しました。3月に弁護側の最終弁論を行い結審となります。